

固定資産税家屋全棟調査にご協力をお願いします



問 税務会計課 課税グループ ☎ 62-8127

町では、町内のすべての家屋を対象に、家屋の全棟調査を実施しています。

この調査は、町の固定資産税家屋課税台帳に登録している内容と家屋の現況を現地調査などにより比較照合し、未評価の家屋、家屋課税台帳と現況が相違している家屋、すでに取り壊しになっている家屋などを調査、確認するものです。

固定資産税の公平、公正な課税を行うため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

【全棟調査に関するご協力のお願い】

▶ 現地調査が終了した方

現地調査が終わりしだい、順次、対象家屋の所有者と思われる方あてに、所有者や建物の構造等についてお答えいただく質問票をお送りしています。

お手数をおかけしますが、回答にご協力ください。

▶ 現地調査が終了していない方

公道からの外観調査による一次調査では対象家屋の確認ができない場合に、調査員（調査委託会社：朝日航洋株式会社 ☎ 0120-201-858）が敷地内に立ち入り、家屋の外観調査をさせていただく二次調査を行います。

二次調査が必要な方あてに、敷地内への立入調査をお願いするお知らせ文をお送りしますので、調査へのご協力をお願いします。

【調査の結果】

課税されていない家屋や家屋課税台帳と現況が相違する家屋があった場合は、あらためて家屋の評価を行い、新たに家屋課税台帳に登録します。

また、家屋の敷地の地目や住宅用地の見直しを併せて行います。

調査の結果により固定資産税額が変わる場合は、令和6年度の課税分から反映されます。

三春町低所得世帯等物価高騰対応生活支援給付金のご案内

住民税非課税世帯等に1世帯当たり3万円を給付します

問 保健福祉課 福祉グループ ☎ 62-3166

エネルギーや食料品等の価格高騰による家計負担が増加する中、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり3万円を給付します。

対象世帯	手続き方法
令和5年度住民税非課税世帯 2023（令和5）年6月1日時点で、三春町に住民登録されている方で、令和5年度に世帯全員の住民税均等割が非課税である世帯（住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯を除く。）	支給対象と思われる世帯には、三春町から、給付内容や確認事項が書かれた「確認書」を郵送しますので、必要事項を記入し返送してください。 ※確認書は準備が整い次第、発送します（6月末頃を予定）
家計急変世帯 上記以外の世帯のうち、2023（令和5）年1月以降に予期せず家計が急変し、住民税非課税世帯と同等となる世帯	申請書類や必要書類をご案内しますので、上記問い合わせ先までお電話ください。